

# 延安時期における中共の土地政策の展開

川 村 嘉 夫

- I 抗日民族統一戦線と土地政策の転換
    - 1. 「瓦窯堡決議」「命令第2号」(1935.12)
    - 2. 「土地政策に関する指示」(1936.7)
    - 3. 土地没収の停止, 減租減息への転換
    - 4. 若干の考察
  - II 減租減息政策の性格と内容
    - 1. 統一戦線政策の一環としての減租減息
    - 2. 広範な民主改革としての減租減息
  - III 減租減息政策の展開と問題点
    - 1. 減租減息の展開
    - 2. 実施の困難性
    - 3. 実施の成果
- む す び

## I 抗日民族統一戦線と 土地政策の転換

中国共産党は、すでに日本の東北侵略(1931年9月18日)以降、いくたびか宣言を発して抗日を呼びかけていたが、1935年8月1日、かさねて「抗日救国のために全国同胞に告ぐるの書」、いわゆる「八一宣言」を発した。ここで中共は、祖国と民族の滅亡を救うために、各政党、各界、各軍隊に対し、内戦を停止してともに抗日することをうったえ、その具体的な提案として、国防政府、および抗日連合軍を組織するよう呼びかけたのである(註1)。

この後、大長征を終えた紅軍主力が陝西省北部に到着してから、1935年11月の13日と18日にもあいついで宣言を発し、「抗日反蔣」をうったえた(註2)。しかし、抗日という政治状況に対処する中共の政策が明確に打ちだされたという意味におい

て重要であるのは、1935年12月末に開催された瓦窯堡会議での決議であろう。この会議において、抗日民族統一戦線を結成するための具体的な戦術が討論されるとともに、土地問題をふくむ政策転換が決定せられた。「当面の政治状況と党の任務についての決議」(12月25日)(註3)、および毛沢東の報告「日本帝国主義に反対する戦術について」(同27日)(註4)から、その内容をうかがうことができる。

### 1. 「瓦窯堡決議」「命令第2号」(1935.12)

この「瓦窯堡決議」(12月決議)と「毛報告」で指摘されていることは、まず日本の中国中心部への侵略によって、中国の各階級の相互関係が変化したことである。つまり労働者、農民および小ブルジョアジーはいままでもなく抗日を要求しているが、民族ブルジョアジー、農村の富農、小地主たちも動揺して抗日に参加する可能性がでてきたこと、さらに地主・買弁階級の陣営においてすら完全に統一されていないこと、である。したがって、日本による全面的植民地化を救うためには、「全中国、全民族のすべての革命勢力を動員し、結集し、組織して、当面する主要な敵——日本帝国主義と売国奴の頭目蔣介石に反対」しなければならないし、「いかなる人、いかなる政党、いかなる武装部隊、いかなる階級でも、日帝と蔣に反対するものならば、すべて連合して、神聖な民族革命戦争を展開」しなければならないことになるであろう。

ここで蔣介石グループが統一戦線からはずされているのは、当時、蔣が日本と妥協し、紅軍を包

困・攻撃し、抗日運動を弾圧するなどの反動政策をとっていたからであった。いわゆる「反蔣抗日」の段階である。そしてこの統一戦線を発展させるために、従来の「ソビエト労働共和国」という呼称を「ソビエト人民共和国」と改めるなど、一連の政策転換を決定したのである<sup>(注5)</sup>。

「12月決議」でとくに注目されることは、民族ブルジョアジーと富農に対する政策転換である。前者に対しては、共和国内への投資を歓迎し、その私有財産の保護と商工業の発展を約している。そして富農に対しては、「財産は没収せず、富農の土地は、封建的搾取の部分のをぞいて、自作および雇用耕作をとわずいずれも没収しない。農村でいっさいの土地を平等分配するばあい、富農は、貧農・雇農が分配されると同等の土地の権利を有する」<sup>(注6)</sup>ことを明らかにしたのである。ところで実は、「12月決議」において富農政策の転換が提示される以前に、これと同じ原則にもとづいた具体的な命令が発せられていた。何幹之も、1935年12月6日に中共中央が「富農に対する戦術を改めることについての決定」を公布したと述べているが、その内容は明らかでない<sup>(注7)</sup>。しかし時期的にみてこの「決定」は、最近われわれの目にふれることになった「中華ソビエト共和国中央政府執行委員会命令第2号」(1935年12月15日)<sup>(注8)</sup>を指しているか、そうでなくともこれとほぼ同内容のものであったろうと推定される。

この「命令第2号」によれば、日本帝国主義の侵略と蔣介石の支配によって、中国の農村経済は回復しがたい状況におちいり、富農はソビエト革命に対する敵視を改め、反帝国主義と土地革命の闘争に同情しはじめていた。したがって、抗日・討蔣の革命戦線を拡大するために、富農に対する政策を変更しなければならないとして、9項目の具

体的措置を明示している。その大要は「12月決議」と同様であるが、さらに、動産・役畜・耕具についても封建的搾取に使用するもののほかは没収しないこと、統一累進税のほか徴発や特別課税はしないこと、富農の商工業経営と労働力雇用の自由を保障することが述べられている。ただし、紅軍や武装部隊に参加する権利、および選挙権はまだ認められておらない。

## 2. 「土地政策に関する指示」(1936.7)

1935年12月に富農政策の転換が確定されてから約半年後に、「土地政策に関する指示」(1936年7月22日)が発せられている<sup>(注9)</sup>。これによれば、前年12月以降、土地政策の面、たとえば富農・小地主政策、階級分析、若干の特殊な問題等に関し多くの重要な政策変更を行なって、広範な人民の支持をかちとり、成果を収めている。だが、さらに封建的残余を清算し、できるかぎり広範な統一戦線をうちたてるために、現行の土地政策に検討を加え、必要な変更を行なわなければならないとして、10項目にわたる詳細な指示を明らかにした。それは、つぎのように要約される。

まず地主については、いっさいの動産・不動産は没収されるが、自分で耕作する土地とそれに必要な生産用具は分配を受けることになった。ただし分配地の量と質は、その地域の農民の意見によってきまる(第2項)。ついで小地主に対して細かな配慮がなされている(第3項)。本来かれらは社会経済的地位からみて地主階級ではなく、小所有者であった。にもかかわらず土地革命期(江西ソビエト時代)には、「自分で耕作せずに、他人に貸し出して小作料をとっている土地はいっさい没収する」政策にもとづいて所有地を没収され、このことが中間階級動揺の大きな原因となっていた。したがって、かれらの土地没収は禁止され、引きつづき

小作に出すことが許された。もし農民の要求でこれらの土地も没収・分配するばあいは、相応の代償をはらうことが保障されたという<sup>(注10)</sup>。さらに、地主であっても抗日軍人あるいは抗日事業にしたがっているもの、つまり開明紳士の土地についても没収が停止された(第4項)<sup>(注11)</sup>。

つぎに富農についてみると、土地革命期には、富農の土地と余分の生産用具は没収され、一定の条件下で比較的劣悪な土地を分配されていた。これが先の「12月決議」では、土地、生産用具とも封建的搾取部分のほかは没収されなくなり、もし農民の要求で没収されるばあいでも、一般農民と同様の土地を分配されることになった。ところでこの「指示」にいたっては、単に「富農の土地、およびその余分の生産用具(農具・役畜等)はいずれも没収しない」(第5項)とあるだけで、封建的搾取部分の没収についてはなんら言及されなくなっている。これは、その地域の農民が没収を要求しないかぎり、富農の土地所有権と財産権は完全に保障されたことを意味しよう。なお富農の生産用具を借用するばあいは、相応の報酬を支払うことになったといわれる<sup>(注12)</sup>。

このほかに、大量の雇農をやっている農業経営者の土地の処理の問題(第6項)、高利貸の禁止と貸借利率の制限(第8項)、土地の貸出しの許可と苛酷な貸出し条件の禁止(第9項)についてもふれている。第9項は、すでに開明紳士や小地主、富農の土地所有権が承認されたからには当然の措置であろう。これは、減租減息(小作料と利子のみ引き下げる)政策へ転換する端初とみられる。

### 3. 土地没収の停止、減租減息への転換

前述のように、1935年12月段階の抗日民族統一戦線には蒋介石グループは排除されていた。しかし日本の華北侵略が深まり、日本と英米との利害

対立が激化するにともなって、英米と密接な関係をもっていた蒋介石の対日態度が変わる可能性がでてきた。そこで中共は、いっそう統一戦線を拡大し、蔣に圧力をかけて抗日に転じさせる政策をとった。いわゆる「逼蔣抗日」の段階である。すなわち1936年5月5日に中共ははじめて直接に国民政府あて「停戦講和一致抗日」の公開電報を発し<sup>(注13)</sup>、反蔣のスローガンを取り下げた。つづいて8月25日の国民党第5期2中全会あての書簡<sup>(注14)</sup>、および9月17日の中共中央の「決議」<sup>(注15)</sup>においては、従来の「人民共和国」のスローガンを「民主共和国」のスローガンに改めるとともに、もし全国で統一した民主共和国が樹立されるならば、赤色地区はその構成部分となり、地区内で民主主義制度を実行すると、国共合作の再建を呼びかけた。

以上のような中共側のたびかさなる譲歩と国共合作の具体的な提案、そして全国的な抗日運動の高まりにもかかわらず、国民党側は依然として態度を変更せず、根拠地に対する包囲・攻撃をやめなかった。だが1936年12月12日に西安事変が突発し、蒋介石が監禁され、「連共抗日」を受諾してから、第2次国共合作を再建する素地が固まったのである。すなわち、蔣の釈放後、翌年2月に国民党第5期3中全会が開催されるが、中共はこれに電報を発して、もし国民党が内戦停止、言論・集会・結社の自由、各党派等の代表の招集、抗日戦の準備、人民生活の改善などの5項目を国策として確定するならば、つぎの4項目について保障することを約した<sup>(注16)</sup>。それは、(1)国民政府をくつがえす武装暴動を停止すること、(2)ソビエト政府を中華民国特区政府、紅軍を国民革命軍とそれぞれ改称し、南京中央政府と軍事委員会の指導をうけること、(3)特区政府地区内で普通選挙による

徹底的民主制度を実行すること、そして最後に(4)地主土地の没収を停止すること、である。この3中全会では、民主統一派と親日派との間で激しい抗争が行なわれ、「赤禍根絶案」なる決議が採択されているが、実質上は以上の中共の提案を受諾することになったのである<sup>(注17)</sup>。

このように中共は1937年2月に、はじめて地主の土地の没収停止を公表したのであるが、毛沢東は同年5月3日の報告「抗日の時期における中国共産党の任務」において、没収停止の理由をつぎのように述べている。「国内の武力衝突を停止させるために、共産党は、地主の土地を暴力によって没収する政策をやめるつもりがあり、土地問題は、新しい民主共和国を建設する過程で、立法的な方法および別の適当な方法で解決する用意がある。中国の土地は、日本人のものなのか、それとも中国人のものなのか。これがまず解決されなければならない問題である。中国を防衛するという大前提のもとで、農民の土地問題を解決する以上、暴力的な没収方法から新しい適切な方法に転換することは、ぜひとも必要なことである」<sup>(注18)</sup>。

1937年7月7日には蘆溝橋事変が勃発し、日本の全面的な中国侵略がはじまった。中共はいち早く翌8日には抗戦よびかけの宣言を発表するとともに、15日には国共合作宣言を国民党に手交した<sup>(注19)</sup>。一方国民党も日本の全面進攻に直面して、蔣介石が7月17日に廬山で抗日の談話を発表、ついで9月22日、23日には、先の中共の国共合作成立宣言、および中共の合法的地位を承認するという蔣談話が公表された。ここにいたってようやく正式に第2次国共合作が成立をみたのである。そして、抗日にあたっての中共の土地政策としては、7月23日の毛沢東報告<sup>(注20)</sup>、「抗日救国十大綱領」(洛川会議における決議)<sup>(注21)</sup>で明らかのように、

土地没収から「小作料の引下げ、高利貸しの制限」に転換する(すなわち減租減息)ことが確定されたのである。しかしすでに中共は陝甘寧辺区において、1937年3月以降地主の土地没収を停止しており、さらに同年5月12日には選挙条例にもとづいて政治的にも地主、富農、資本家の公民権を回復していたのであった<sup>(注22)</sup>。

#### 4. 若干の考察

先にみた「12月決議」、「命令第2号」および「指示」によって、いわゆる抗日初期における中共の土地政策の輪郭がほぼ明らかになったであろう。ところでこうした政策が明確化したのは、1年余にわたる長征をへた中共中央と紅軍主力が陝西省北部に到着して間もない時期である。陝北ではすでに劉志丹らによって根拠地がつくられ、1934、35年には徹底した土地分配を行っていた<sup>(注23)</sup>。したがってこの政策も、陝北における土地革命の具体的経験にもとづいて決定されたものであろう。だがより重要なことは、この政策が、単に陝北だけではなく、1927年以降の江西を中心とする土地革命の錯誤と欠陥および諸経験を総括することによって形成されたものであることだ。

この時期の中国革命は、反帝・反封建のブルジョア民主主義革命であり、民主主義を要求し、帝国主義に反対する広範な中間階級に対して、できるかぎり連合するか中立させなければならなかったにもかかわらず、土地革命期には中間陣営と第三勢力を否定し、ブルジョアジー、富農に反対する極左的路線に支配されていた<sup>(注24)</sup>。このような極左、閉鎖主義は、土地政策の面では富農の消滅(悪い土地の分配——富農分壊田)、肉体面での地主の消滅(土地を分配しない——地主不分田)、という処置となって現われた。こうしたやり方は、毛沢東も指摘しているように、抗日の時期に採用すべきで

ないばかりか、土地革命期においても誤りなのであった<sup>(注25)</sup>。

この土地政策における極左的偏向は、遵義会議（1935年1月）以降に指導権をにぎった毛沢東と中共中央によって、同年12月の瓦窯堡会議において基本的には是正されたのである。「12月決議」（35年12月）から「指示」（36年7月）までに約半年のずれがあるが、1935年末と思われる時期にすでに王明が「指示」とほぼ同内容の土地政策について報告しており<sup>(注26)</sup>、抗日初期の土地政策は「12月決議」の段階に確定していたとみてよいであろう。

ところで、この時期の土地政策は、すでにみたように、地主土地の没収・分配という土地革命の原則をいささかも変更するものではなく、地主・富農に対する左翼的な政策を是正するものであった。しかし中共が瓦窯堡会議において提起した抗日民族統一戦線には、日本帝国主義と蔣介石に反対するあらゆる階級、階層がふくまれており、さらに蔣グループですらやがて日本との矛盾を深め、これに加わってくることが予想されていた。また「民族革命だけに興味をもち、土地革命には興味をもたないものも参加できる」<sup>(注27)</sup>のものであった。地主の土地の没収政策は、こうした統一戦線の構想とは明らかに矛盾するものである。したがって中共は、すでに「12月決議」の段階において、土地革命から減租減息政策へ転換する展望と具体的な段どりをもっていたとみななければならない<sup>(注28)</sup>。このことは、つぎの事情によっても裏付けられよう。1936年7月30日、中央ソビエト政府西北支部土地委員会主席であった王鏡瀾はエドガー・スノウに対し、土地政策について先の「指示」（同年7月22日）とほぼ同内容の説明をしたあと、「現在政府は大土地をのぞいて、すべて土地の没収を勧めない方針です。私たちは大規模な再分配

を行なわなくても貧農の支持が得られるかどうか見ようと、実験しているところです。……借財も……利息を10%に軽減するのです。地代の完全撤廃はもう行ないません。ただ収穫の25%に制限しています」と述べている<sup>(注29)</sup>。

このように、抗日初期における土地政策の転換過程を通観すれば、そこには土地革命期における極左路線を是正する課題と、抗日民族統一戦線の発展のために減租減息政策へ転換する課題とがふくまれている。つまり、政策が転換する要因として、たしかに古島教授も指摘されているとおり、二つの要因をあげることができよう。一つは、中国革命の任務と階級関係に関する中共の理論が発展したことであり、他の一つは、抗日戦争という新しい政治情勢が現出したことである。前者は、主としてブルジョア民主主義革命における富農に対する評価の問題であり、後者は、抗日戦争における地主に対する評価の問題となるであろう。そして、この二つの課題は、けっきょくは抗日戦争に対応するなかで、統一的に解決されていったとみななければならない<sup>(注30)</sup>。

（注1）山田慶児編『中国革命』（筑摩書房、1970年）、319ページ。原文は、胡華『中国新民主主義革命史参考資料』、263ページ以下。

（注2）胡華『中国革命史講義』（中国人民大学出版社、1962年）、302ページ。なお11月28日の「抗日救国宣言」の原文は、『毛沢東集』、第5巻（北星社、1970年）、9～11ページ。

（注3）『毛沢東集』、第5巻、19～40ページ。なおこの全訳は波多野乾一『中国共産党史』、第6巻（時事通信社、昭和36年）、187～215ページ。一部訳は『毛沢東選集』、第1巻（新日本出版社、1965年）、372～375ページ。

（注4）『毛沢東選集』、第1巻、199～237ページ。

（注5）福島正夫『中国の人民民主政権』（東京大学出版会、1965年）の第2編第1章第1節を参照。

（注6）『毛沢東集』、第5巻、30ページ。

(注7) 何幹之『中国現代革命史』(三聯書店,1958年),191ページ。

(注8) 『毛沢東集』,第5巻,13~14ページ。

(注9) 「關於土地政策的指示」(『毛沢東集』,第5巻),63~65ページ。ところでこの全訳は章乃器「抗日人民戦線と土地綱領問題」の中で紹介されている(波多野乾一『中国共産党史』,第6巻,631~633ページ)。

(注10) 『王明選集』,第1巻(影印版,汲古書院,1970年),97ページ。

(注11) 『毛沢東選集』,第2巻,84ページ。

(注12) 『王明選集』,第1巻,98ページ。

(注13) 『毛沢東集』,第5巻,47~49ページ。ほぼ全訳は『毛沢東選集』,第1巻,375~377ページ。

(注14) 『毛沢東集』,第5巻,67~76ページ。主要部分の訳は『毛沢東選集』,第1巻,348~353ページ。

(注15) 「中共關於救亡運動的新形勢与民主共和国的決議」(胡華『中国新民主主義革命史参考資料』,269~272ページ)。なおこれは原文の一部。また一部訳は『毛沢東選集』,第1巻,377~379ページ。

(注16) 『毛沢東選集』,第1巻,378~379ページ。

(注17) 凱豊『抗日民族統一戦線教程』(中国文化社,民国27年),64~65ページ。

(注18) 『毛沢東選集』,第1巻,365ページ。

(注19) 「中共中央為日軍進攻瀋陽通電」,「中共中央為公布国共合作宣言」(胡華『中国新民主主義革命史参考資料』),353~356ページ。

(注20) 『毛沢東選集』,第2巻,9ページ。

(注21) 『毛沢東選集』,第2巻,20ページ。

(注22) 林伯渠「陝甘寧辺区政府対辺区第一屆参議会的的工作報告」(『陝甘寧辺区参議会文献彙輯』,科学出版社,1958年),14ページ。

(注23) 『抗日戦争時期解放区概況』(人民出版社,1953年),5~6ページ。野間清「抗日戦争時期の中国共産党の土地政策についての資料(2)」(『愛知大学法経論集』,第62号,昭和45年),118ページ。

(注24) 「若干の歴史的問題についての決議」(『毛沢東選集』,第3巻),242~244ページを参照。

(注25) 「政策について」(『毛沢東選集』,第2巻),564ページ。

(注26) 王明「新形勢与新政策」(『王明選集』,第1巻),63~107ページ。とくに97~98ページ参照。

(注27) 『毛沢東選集』,第1巻,216ページ。

(注28) 波多野乾一『中国共産党史』,第7巻,41~42ページ参照。

(注29) エドガー・スノウ,小野田・都留訳『中共雑記』(未来社,1964年)の第5章土地革命を参照。

(注30) 古島和雄「抗日時期の中共の土地政策」(『東洋文化研究所紀要』,第10冊,1956年),507ページ。

## II 減租減息政策の性格と内容

### 1. 統一戦線政策の一環としての減租減息

前節でみたように中共の土地政策は,抗日民族統一戦線の進展とともに転換をしめし,減租減息政策として帰結をみたのである。この統一戦線は,大地主・大ブルジョアジーもふくめて,抗日に賛成するすべての階級・階層によって構成され,一致して抗日にあたるものであった。つまり日中戦争の勃発によって,中国と日本との矛盾が主要なものとなり,国内矛盾が従属的なものになったのであり,したがって抗日民族闘争という大目的のために階級闘争を従属させることが必要となったのである。

しかしこの統一戦線政策は,ただ無原則に妥協と譲歩を行なうものではなく,「政党と階級の独立性をたもち,統一戦線における独立自主をたもつ」ことが要請される<sup>(注1)</sup>。中共はすでに独自の統治地区と政権をもっていたのであり,「特別地区(辺区)と紅軍のなかでの共産党の指導の確保,国民党と共産党の両党の関係における共産党の独立性と批判の自由の確保」,このことが中共にとって譲歩する限度であった<sup>(注2)</sup>。したがって国民党とは,一方で孫文の革命的民主主義ないし「抗戦建国綱領」(1938年3月国民党採択),あるいは「抗日救国十大綱領」を共同の綱領として連合すると同時に,他方,国民党の抗日と民主主義に反する

行動に対してはたえず批判し、闘争するものであった。つまり連合と闘争の両面をもつものだったのである。したがって、統一戦線政策にもとづいてソビエト政府は 中華民国特区政府に改組され、紅軍も国民革命軍と改称されるとともに、特区内で普通選挙による徹底的な民主制度（のちに「三三制」<sup>(注3)</sup>として具体化）を実行することになったが、中共の指導権が一貫して保持されたことはいうまでもない。

ところで減租減息政策も、以上のような統一戦線政策の重要な一環を構成するものである。抗日前に行なった土地政策——「耕者有其田」（農民に土地を）は、かつて孫文が提起した政策であり、いわば徹底的な民主主義である。中共がこの時期に土地革命を停止したのは、「中国が土地問題の解決を必要としないというのではなく、もっと多くの人びとを結集して日本帝国主義とたたかうため」<sup>(注4)</sup>であった。それゆえ、減租減息政策は、もとより農民が抗日の主力であり、その要求と利益をできるかぎり充足させるという原則にたつものであるが、同時に地主に対してもその利益を擁護し、諸権利を尊重するという立場を貫くのである。つまりそれは、農民と地主の双方の利益を保障するという二つの側面をもっているのである。だがそこに連合と闘争という両面がふくまれていることも明らかであろう。

こうした減租減息政策の性格をもっともよく示しているのは、中共中央の「抗日根拠地の土地政策に関する決定」（1942年1月28日採択）<sup>(注5)</sup>である。この決定によれば、中共の統一戦線とその土地政策は、つぎの三つの基本原則を出発点にしている<sup>(注6)</sup>。

(1) 農民は、中国の抗日と生産の基本的な力であり、援助すべきである。

(2) 中国の地主の大多数は抗日であり、一部の開明地主は民主的改革にも賛成しており、連合すべきである。

(3) 富農と小ブルジョアジー、民族ブルジョアジーは、中国の当面の比較的すすんだ勢力であり、資本主義的性質の富農経済は奨励すべきである。

この原則にもとづけば、土地政策としては地主の封建的搾取を完全に消滅させるのではなく、農民を援助して封建的搾取を軽減するものになるであろう。具体的には、地主側は小作料と利子を引下げなければならないが（減租減息）、他方農民側も地主に対して確実に小作料と利子を支払わなければならない（交租交息）。さらに実際の施行に際しては、農民、地主のどちらか一方の側にたつのではなく、双方の利益を調整する方針をとって、双方の合理的な要求をみたすようにするのである。地主の人権、政治的権利、土地所有権、財産権はいうまでもなく保障される。

## 2. 広範な民主改革としての減租減息

減租減息政策とは、字義どおり小作料と利子を引き下げることである。だが旧中国において、地主的土地所有制にもとづく搾取形態は、単に高率地代や高利貸に止まらず、農民は、半奴隸制的な雇役をはじめさまざまな経済的搾取や身分的支配をうけていた。したがってそれは、減租減息だけではなく、苛酷な小作・債務関係を合理的に処理するという、広範多岐な民主改革の内容をもつものであった。つぎにその具体的内容についてみよう<sup>(注7)</sup>。

(1) 小作料は、抗日戦前の小作料額を基準にして一律25%引下げる（二五減租）。そして最高額を正生産物収穫高の37.5%に制限した。これは旧中国農村の小作料額がほぼ収量の50%に相

当していたという事態にそくしたものであろう。

だがこれは「定租」ないし「死租」といわれる定額小作に関する規定であって、このほか「活租」(刈分小作)については収量の30% (陝甘寧) ないし35% (晋冀魯豫), 「伙種」, 「伴種」<sup>(注8)</sup> ではやはり収量の40% (陝甘寧) ないし50% (晋冀魯豫, 晋察冀), また「安庄稼」<sup>(注9)</sup> では収量の45% (陝甘寧) と定められている。

(2) 借金, 抵当の利率を年1割 (晋察冀) ないし1割5分 (陝甘寧, 晋冀魯豫) に引き下げる (一分減息, 分半減息)。

なおこれは, 後述するとおり旧債を処理する際の基準とされたものようで, 抗日後の貸借関係については, あまり利子を低くして停滞させないよう配慮された。しかし, 「驢打滾」, 「臭虫利」, 「剝皮利」, 「出門利」, 「印子錢」, 「現扣利」, 「大加一」, 「兒子利」といった多様で苛酷な高利貸の形態は, 一律に禁止された。

(3) 不合理な小作・債務関係はつぎのように処理された。

まず第1は, 正租 (所定の小作料) 以外の, いわゆる定額外搾取についてであって, これには以下のとおりさまざまな形態が存在したが, 一律に禁止された。

(イ) 収穫前における小作料の先取り, および小作契約時における多額の small 小作保証金の徴収 (預収地租押租)。

(ロ) 「大糧」, 「雜租」, 「小租」, 「送工」, 「送礼」といった所定の small 小作料以外の封建的貢租, 無償労働, 謝礼など。

(ハ) 「莊頭」(莊園管理人), 「二東家」(元請小作人) などの又小作による中間搾取。

(ニ) 「大斗」(実際より容量の多い斛) の使

用による不正。

第2は, 小作権の保障についてであって, 主としてつぎのような措置がとられた。

(イ) 小作契約は一律に書面契約によるか (晋察冀), あるいは書面, 口頭双方のばあいも証人をたてるか, 郷長の証明が必要である (陝甘寧)。

(ロ) 特別の事情をのぞいて, 地主は勝手に小作地を回収できず, 合法的に回収するばあいでも小作人の生活を配慮し, 双方を調停する。

(ハ) 永小作権があれば保留し, ないばあいは, 5年以上の比較的長期の契約を締結させる。

(ニ) 契約期限がすぎて, 地主が土地を小作, 入質, 売却に付するばあい, 従来の小作人がこの優先権をもつものとする。

第3は, 借金や小作料の滞納にともなう債務処理の問題である。

旧債を処理するばあいは, 先の利率引下げによって年利1割ないし1割5分を計算の基準とし, すでに利子支払いが元金を越えておれば利子支払いをやめて元金のみ返済し, またすでに元金の2倍を越えておれば, 元金・利子ともに支払いをやめることとした。なお小作料については, 一般に1939年末以前あるいは抗日戦前における滞納分の支払いは免除された<sup>(注10)</sup>。

(注1) 「統一戦線における独立自主の問題」(『毛沢東選集』, 第2巻), 261~266ページ。

(注2) 福島正夫『中国の人民民主政権』, 216ページ。

(注3) 辺区の政権機関の構成において, 共産党員, 党外左派進歩分子, 中間派がそれぞれ3分の1ずつ占める制度。

(注4) 『毛沢東選集』, 第2巻, 35ページ。

(注5) 野間清「前掲資料(1)」(『愛知大学法経論



集』、第61号、昭和44年)、57～66ページ。

(注6) 「同上」、66ページ。許蔭新「中共土地政策之史的発展」(沈志遠編『中国土地問題与土地改革』、新中出版社、民国37年)、17ページ。

(注7) 以下の要約はつぎの論文と法令にもとづいている。

(1) 古島和雄「前掲論文」(『東洋文化研究所紀要』、第10冊、1956年)、499～525ページ。

(2) 「陝甘寧辺区土地条例」(1939.11)、「同土地租佃条例草案」(1942.12)、「同地権条例草案」(1944.1)、「晋冀魯豫辺区土地使用暫行条例(修正)」(1942.11)、「關於抗日根拠地土地政策的決定」(1942.1)、以上はいずれも浅川・川村訳編『中国の土地法関係資料集』(アジア経済研究所所内資料、No. 45—5、昭和45年)に訳出している。原資料は『中華人民共和国土地法参考資料彙編』(法律出版社、1957年)。

(3) 「晋察冀辺区減租減息単行条例」(1938.2)、「同減租減息修正条例」(1940.2)、「同租佃債息条例」(1943.1)、「同施行条例」(1943.1)、「減租政策貫徹に關する指示」(1943.10)。以上は『中国解放地区重要法令集』(政治経済研究所、1948年)に訳載。

(注8) 伏種(陝甘寧)、伴種(晋冀魯豫)とは、地主が小作人に対し、土地の外に、生産用具の一部あるいは全部を提供し、その土地での収穫物を双方で一定の比率で分配するもの。

(注9) 安庄稼とは、地主が小作人に対し、土地および全生産用具のほかに、食糧・住宅を貸与し、その土地での収穫物を双方で一定の比率で分配するもの。

(注10) 「陝甘寧辺区土地租佃条例草案」第29条。古島和雄、513ページ。

### III 減租減息政策の展開と問題点

#### 1. 減租減息の展開

いわゆる抗日戦争は、中共側からみればつぎの3段階にわけられる。すなわち、1937～40年＝第1段階、1941～42年＝第2段階、1943～45年＝第3段階である<sup>(註1)</sup>。第1段階の初期には、日本軍が国民党軍攻撃に主力を集中し、国共間の関係もよかつたため、抗日根拠地は急速に拡大した。だが武

漢失陥後は、日本軍の攻撃は根拠地に転じ、国民党も抗戦に消極的となり、反共活動を強化した。1939年12月以降に第1回の反共高潮が生じる。第2段階では、日本軍がいっそう根拠地攻撃を強化したため、根拠地は縮少し、財政経済は極度の困難におちいった。1941年1月に第2回の反共高潮、いわゆる皖南事変が起こる。第3段階では、整風運動、大生産運動等の効果があらわれて、根拠地はふたたび拡大・発展する。この間1943年3月以降に第3回の反共高潮が生じる。

以上の抗日時期全体を通じてみると、中共の抗日政策が、三三制、精兵簡政、擁政愛民、大生産運動といった形で具体化し、発展して行くのは、もっとも困難であった第2段階からである。第1段階は、いわばそうした諸政策が形成される過渡的な段階であったとみられよう。減租減息政策も大衆運動として軌道にのって行くのは、やはり第2段階以降のことであった。だが初めにみたとおり、統一戦線と国共合作は、初期をのぞいてはたえず国民党側によっておびやかされていた。こうした統一戦線の紆余曲折にともなう、中共内にも左右の偏向が生じている。初期には、統一戦線での独立・自主を否定する王明の右翼日和見主義があらわれたが、のちには、国民党の反共高潮に対する反動として、しばしば左翼的偏向が生じた。この間の事情は、減租減息政策の遂行のうえにも反映されている。つぎにその展開過程を概観してみよう。

まず中共中央が所在した陝甘寧辺区では、国共合作成立後に土地政策の面で、つぎのような措置を講じた<sup>(註2)</sup>。

(1) まだ土地分配を行っていない地区の土地については没収を停止し、その土地所有権を保障する。

(2) すでに土地と家屋を没収された地主が辺区に帰ってくれば、一般農民と同様の土地と家屋を与え、公民権を回復する。

(3) 農民に土地を貸出せばいい、苛酷な小作料を禁じるほかは、いかなる干渉もしない。

これに応じて多数の地主、富農が辺区にもどり、なかには政府機関に参加して積極的に協力するものもあったといわれる。だが反面、一部の地主・富農には、この機に乗じてすでに没収された土地・家屋や破棄された債務を返済するよう農民を強迫したり、ひいては国民党と通謀して破壊活動を行なうものさえでてきた。このため陝甘寧では、1938年5月に布告を発して、分配地や破棄された債務など人民の既得の利益を守り、破壊活動を断固禁止するよう指示している<sup>(註3)</sup>。

つぎに他の代表的な辺区——晋察冀辺区と晋冀魯豫辺区についてみよう。こうした抗日根拠地は、日本軍に対する遊撃戦の展開にともなって、戦線の近接地区や背後地区につきつぎと形成され拡大して行った。この経緯をみると、まず日本軍の進攻をうけて、中国農村の古い政権機構が動揺・崩壊し、これにともなって農民の小作料不払い、不正反対、合理負担の闘争が自然発生的に生じる。こうした状況の中で、八路軍と新四軍は、各界の人士を結集して旧政権を改造し、民主的政権機構を樹立(正式の成立はほぼ第2段階以後)する工作を進めるとともに、農民を動員して遊撃隊、義勇軍、自衛軍を組織し、抗日戦を展開していった。だが農民を真に抗日へたちあがらせるには、減租減息を中心とした民主改革を徹底しなければならない。つまり抗日と民主とは不可分の関係にあるといえよう。早くも1937年末ごろ晋察冀では、戦地動員委員会が暫定的に政権をとり、減租減息、抗日家族の優遇、田賦徴収の停止、苛捐雑税の廃止を実

施したといわれる<sup>(註4)</sup>。しかし総じて1937~39年の時期は、各地方とも辺区政権樹立の過程にあり、また抗日戦への動員という軍事的側面に主力がそそがれていたのであって、まだ民主改革を大衆的に進めるまでにいたっていなかった。

かくて中共中央は1939年1月に「大衆工作を徹底することに関する決議」を各地の党指導機関に発し、大衆工作をいつそう強化して減租減息政策を徹底するようよう呼びかけた<sup>(註5)</sup>。晋冀魯豫では、これをうけて1939年冬から減租減息、借糧(食糧の借受け)・賃金引上げの闘争を展開している。しかし、あたかもこの時期には第1回目の反共高潮が起こったために、減租減息運動は、国民党軍の進攻に対する報復、あるいは幹部の経験不足もあって、極左的偏向におちいってしまった。このためある地区では混乱して農村の階級関係が緊張し、農村の統一戦線の維持が危くなったという<sup>(註6)</sup>。1940年4月の中共中央北方局黎城会議では、こうした左翼的偏向の是正については強調したものの、減租減息を通じて十分に大衆を動員し、根拠地を強化するという方針については明確に提起しなかった。このようにして1940~41年の2年間、大衆運動は沈滞してしまっただといわれる<sup>(註7)</sup>。つまりこの時期に、減租減息政策は、多くの根拠地ではまだ普遍的に、真剣に、徹底的に実行されていなかったのであり、若干の根拠地では、一部で実行しているが、他の地方ではこれを宣伝のスローガンにしているだけで、法令も公布していなかった。あるいは法令を公布し、形式的に実行していても、実際には真剣にやられていない、という状況だったのである<sup>(註8)</sup>。

ここで中共中央は、以上のような各地区の状況を詳細に研究し総括したうえ、1942年1月28日に「抗日根拠地の土地政策に関する決定」を公布し

た。そして各地の党員が減租減息政策を真剣に実行するよう呼びかけたのである。これは、抗日時期の土地政策の基本原則を明らかにしたもっとも重要な決定であるが、この公布以降、減租減息政策は、各辺区において大衆的基礎の上に徹底して実行されていった。それは、公布のあと各辺区で、つぎのような詳細な土地法令が相ついで公布されていることからもうかがわれよう。そしてそれは、抗日の第3段階以降、ふたたび根拠地が拡大・発展していくのと符合しているのである<sup>(註9)</sup>。

「晋冀魯豫辺区土地使用暫行条例（修正）」……10章98条，1942年10月11日公布<sup>(註10)</sup>。

「陝甘寧辺区土地租佃条例草案」……6章37条，1942年12月29日公布<sup>(註11)</sup>。

「晋察冀辺区租佃債息条例」……6章45条，1943年2月4日公布<sup>(註12)</sup>。

## 2. 実施の困難性

前の経緯でみたように、減租減息政策を深く浸透させることは容易なことではなかった。それは、広範な農民の徹底した立ちあがりのうえに行なわれるものであるが、農民の前には地主的土地所有制にもとづく三位一体(地主、高利貸、商人)の支配体制が牢固として存在していた。にもかかわらず減租減息政策は、地主の土地所有権を否定せず、本来先鋭である地主・農民間の矛盾を抗日のために従属させ、農民と地主の双方の利益を保障し、調整するという立場を貫かなければならない。しかも小作問題の具体的な処理にあたっては、いたずらに階級対立を激発し、紛争を生じさせることなく、説得、説明、調停、仲裁の方法をとることが要請される<sup>(註13)</sup>。かように複雑・微妙な内容ははらむ政策を、農村の末端で実行することは明らかに容易なことではない。農民を発動しなければならないが、地主側の利益を無視して統一戦線を破

れば、左翼偏向になるであろうし、反対に農民を発動させず、単に上から行政的に命令し、統一戦線の維持だけを考え、地主側の利益にのみ目をむければ右翼偏向になるであろう。先の「決定」において、減租減息政策が徹底されないのは「地主が実行をこぼんでいるからではなく、党と政府の工作人員が何らの関心もはらわず、官僚主義的な態度をとっていることにある」と、幹部の工作态度にその原因を求めているのは注目されよう<sup>(註14)</sup>。しかし何よりも政策実行にとって困難となったのは、抗日戦の遂行であっただろう。日本軍はたえず辺区に対して「掃蕩」、「三光」(殺し、焼き、奪いつくす)を進め、国民党軍と傀儡軍の攻撃もやむことがなかった。またこれと通謀する地主側の破壊活動にも対処しなければならなかったのである。

以上に加えて言及しておくべきことは、減租減息政策に対して示した地主側の抵抗である。抗日と民主改革に賛成するごく一部の開明紳士をのぞき、地主階級にとって、この政策が単に封建的搾取を軽減するにすぎないものではあっても、やはり甘受することのできないものであろう。たとえば晋察冀北岳区の基本地区では、1943年秋までの1年間に約1万件の小作争議が発生したが、その圧倒的部分は、地主による小作料の増額、小作地取上げによるものだったといわれる<sup>(註15)</sup>。こうした地主側の抵抗は、つぎのような形を通じて行なわれた。

(1) 小作料を引き下げないか、不徹底にしか引き下げない。地主は小作人を威したり騙したりして小作料を引き下げず、また表面は引き下げても裏面では旧状のままであった(明減暗不減)。この状況は山間の僻地ではとくにひどく、晋冀魯豫太行区の平順では、小作料率が37.5%以下であるのは、全体のわずか13.2%であった

(註16)。

(2) 小作権を侵害し、小作地を取り上げる。永小作権、あるいは小作・質受・買受の優先権を取り上げ、また虚偽の入質・売却をやり、違約などの理由で小作地を取り上げた。ひどい例では、同じく太行区のと順・松烟村では、小作農家75の小作地の91.5%が取り上げられたという(註17)。

### 3. 実施の成果

前述のとおり、減租減息政策は、実施にあたって大きな困難に直面し、また左右の偏向を犯しながらも、1943年以降はしだいに各辺区で定着していった。そして大ざっぱではあるが、抗日戦争終結の直前には、陝甘寧はじめその他の辺区のおよそ3分の2の地域にわたって実施されていたといわれる(註18)。最後に、政策実施後の成果について一瞥しておきたい。いうまでもなく、以下の事例は政策が徹底された地域のものである。

第1に、小作料が軽減され、しかも土地の質と生産量にもとづいて小作料率が定められるようになった。その著しい例は、晋冀魯豫太行区の黎城30カ村、同じく平順40カ村であって、前者は平均小作料率35.7%から16.52%へ、後者は57.69%から25.24%へ下がった(註19)。また、土地生産量にもとづく小作料率決定の1例を示すと第1表のとおりであり、これによっても低減の傾向がうかがわれる。

第1表 単位収量による小作料率決定基準の推移  
——晋冀魯豫辺区太行区涉県西遼城  
(単位: %)

1華畝 当り 生産量	2斗 以下	3斗 以上	5斗 以上	9斗 以上	1石2斗 以上	1石6斗 以上	2石 以上
	1942	25	27.5	30	32.5	35	37.5
1943	25	27.5	30	32.5	35	37.5	40
1944	10	14	16	20	23	25	27

(出所) 齊武編『一個革命根地的成長』(人民出版社, 1957年), 129ページ。

第2表 小作料引下げの前後における各階層の土地所有状況

——晋冀魯豫辺区太行区12県15典型村

階層	時 期	戸数(%)		土地(%)		平均土地 所有 (華畝)
		1942年5月前	1942年5月後	1942年5月前	1942年5月後	
地主	1942年5月前	2.75	2.02	23.04	8.79	98.64
	1942年5月後	2.02	1.65	8.79	3.64	42.28
	1944年査減後	1.65		3.64		
経営地主	1942年5月前	0.50	0.41	1.59	0.91	37.32
	1942年5月後	0.41	0.33	0.91	0.58	21.82
	1944年査減後	0.33		0.58		
富農	1942年5月前	7.25	6.90	18.68	14.53	30.37
	1942年5月後	6.90	5.99	14.53	17.18	20.74
	1944年査減後	5.99		17.18		
中農	1942年5月前	37.80	46.79	37.02	54.87	11.56
	1942年5月後	46.79	55.20	54.87	60.85	11.54
	1944年査減後	55.20		60.85		
貧農	1942年5月前	48.95	42.12	18.98	20.05	4.57
	1942年5月後	42.12	33.33	20.05	17.01	4.69
	1944年査減後	33.33		17.01		
雇農	1942年5月前	1.88	0.95	0.25	0.39	1.57
	1942年5月後	0.95	0.49	0.39	0.18	4.26
	1944年査減後	0.49		0.18		

(出所) 第1表に同じ。127ページ。

(注) 1942年5月には太行区全域で減租減息が行なわれた。1944年冬から翌年春にかけ、大規模な「査減」(減租減息の点検)運動があった。

第3表 小作料引下げの前後における各階層の土地所有状況

——晋綏辺区5カ村

階層	各階層の戸数/ 総戸数 (%)		各階層の土地/ 総土地面積 (%)		1戸当たり平均 土地所有 (華畝)	
	1940	1945	1940	1945	1940	1945
	地主	3.8	2.4	30.3	9.0	595
富農	10.8	8.3	24.8	17.5	218	185
中農	25.8	44.0	27.5	49.0	102	125
貧農	53.4	42.0	16.3	23.5	29	50.4
雇農	5.2	2.0	0.85	0.4	16	23.5
その他	1.0	1.3	0.25	0.6		

(出所) 李成瑞『中華人民共和国農業税史稿』(中国財政經濟出版社, 1962年), 59ページ。拙訳書, 59ページ。

(注) 1940年=小作料引下げが不徹底, 1945年=引下げが徹底。

第4表 1937～42年の5年間に於ける土地関係の変動

—晋察冀辺区北岳区9県25カ村

(単位: 華畝)

区	分	労働者	雇農	貧農	中農	富農	地主	小商工業者
土地の売買	売出し	4	7.3	492.45	765.00	1,061.3	1,320.6	4.5
	買入れ	29.5	102.15	669.89	1,192.18	113.77	35.25	60.70
土地の入質	質入れ	0	3	44	188.53	175.94	423.1	4.3
	質受け	6.2	16.24	401.23	496	85.35	418.5	98.15

(出所) 第3表に同じ, 60ページ。

第2に、小作形態がほとんど定額小作に単一化された。小作期限の多くは5年以上に定められ、「活租」(刈分小作)、「伙種地」,「安庄稼」などは基本的に廃止された。

第3に、以上などの結果として、農村での土地移動が進み、階級構成が変化した。第2表、第3表でみるように、減租減息後には地主・富農の所有地が減少しているのにひきかえ、農民の所有地は増加している。第4表の土地の売買・入質関係でみると、土地を売却したのは主として地主・富農であり、これに対して土地を買入れたのは中農・貧農および雇農となっている。つまり著しい中農化の現象がみられるのである。このように減租減息政策自体は、封建的搾取の制限に止まるものではあっても、旧農村における地主の封建的搾取の度合は圧倒的に強大であったがゆえに、その徹底した実施は、地主的土地所有制の基礎を大きくほりくずすものであった。したがって政策徹底の結果、農民負担は著しく軽減され、その生活は改善され、生産に対する意欲は高まり、また抗日の意識も大いに高揚したのである。

なおここで付記するならば、農民の負担軽減、生活改善、生産向上の要因として、この減租減息のほか、農業税の面での合理的負担政策をはじめ、いられぬ農民政策を見なければならぬ。

あろう。周知のように旧中国の農民は苛捐雑税(雑多で重い税金)に苦しめられ、正税に数倍する付加税、さらに数倍する攤派(割当て)や兵差(軍隊に対する負担)が課せられていた。徴税機関は腐敗しており、地主負担の農民への転嫁、不正・中間搾取は日常茶飯事であった。辺区ではこうした苛捐雑税をいっさい廃止するとともに、「農業統一累進税」に一本化した。これによれば公糧(現物農業税)は、1人当たりの平均収入が多くなるほど累進的に税率が高くなり(たとえば陝甘寧では最低4%~最高35%)、この結果、所得の多い地主、富農の負担は多くなるが、所得の少ない貧・雇農は低くなるか免除される。さらに地主、富農の所有地には土地財産税が加徴されたのに対し、農民の小作地、自作地での取量については生産費と小作料を控除して課税した。こうした「有錢出錢」の公平合理的な負担政策は、農民負担を大幅に軽減するものであった<sup>(注20)</sup>。このほか農業資金の低利貸付政策および互助・協同政策については省略しておきたい。

(注1) 「学習と時局」(『毛沢東選集』, 第3巻), 201~219ページ。

(注2) 林伯渠「前掲報告」(『陝甘寧辺区参議会文献彙輯』), 15ページ。

(注3) 「陝西・甘肅・寧夏辺区政府第八路軍後方留守本部布告」(『毛沢東選集』, 第2巻)81~84ページ。

(注4) 『抗日戦争時期解放区概況』, 26~27ページ。

(注5) 齊武編著『一個革命根據地の成長——抗日戦争和解放戦争時期的晋冀魯豫辺区概況』(人民出版社, 1957年), 117ページ。

(注6) 齊武, 118ページ。

(注7) 齊武, 118ページ。

(注8) 「抗日根據地の土地政策に関する中共中央の決定」(『中国の土地法関係資料集』, 昭和45年), 86ページ。

(注9) だが「晋察冀辺区行政委員会の減租政策貫徹に関する指示」(『中国解放地区重要法令集』) 71~86ページによれば, 1943年後半においてなお実施に際しての誤謬, 実施の不徹底が指摘されている。

(注10) 『中国の土地法関係資料集』, 66~85ページ。なお最初の公布は1941年11月, のちに1943年9月と1945年5月に補正公布。

(注11) 『中国の土地法関係資料集』, 96~104ページ。のちに1944年12月「条例」として通過。

(注12) 『中国解放地区重要法令集』, 49~61ページ。

(注13) 『中国解放地区重要法令集』, 74ページ。

(注14) 『中国の土地法関係資料集』, 90ページ。

(注15) 『中国解放地区重要法令集』, 72ページ。

(注16) 齊武, 121~122ページ。なお小作料率40~80%が80%も占め, 80%以上もの高率小作料すら6.8%占めていた。

(注17) 齊武, 122ページ。

(注18) 孟憲章『中国近代経済史教程』(中華書局, 1951年), 267ページ。

(注19) 齊武, 128~129ページ。

(注20) 李成瑞, 拙訳『現代中国の農業税制度』(アジア経済研究所, 1968年), 第2章を参照。

## む す び

以上, いわゆる延安時期の中共の土地政策について, その形成・実施の過程を中心に概観してみた。それは, 地主と農民双方の利益を配慮し, 調整するという複雑・微妙な内容をもつものだったことから, 実行の主體的な側面において多くの錯誤も生じたことは前述したとおりである。政策実施の効果が農業生産の発展にまで現われるのは,

模範的な陝甘寧辺区や他の辺区でも一部の中心地区に限定されていたかもしれない<sup>(注1)</sup>。だがわれわれが見逃してならないのは, 客観的状況の困難という側面であろう。すなわち日本軍と国民党軍のきびしい攻撃と経済封鎖があり, 1941年から43年にかけて, 華北では大干害が発生した。こうしたなかで農民は, 抗日戦のために大量の公糧を負担し, 労力を提供しなければならなかったのである。

最後に一言ふれておきたいことは, 減租減息政策の意義についてである。幾度か繰返したように, この政策は, 封建的搾取の軽減にとどまるものであり, いわば妥協的な, 改良的なブルジョア改革である。しかしこれを徹底することは, 前にみたとおり封建的地主制の基礎を大きく掘りくずものであり, この点において画期的な意義をもつものであった。したがって, この徹底の実施は, 中国のばあい, 共産党の指導下に農民が革命的に翻身(立ち上がる)することなくしては不可能であった。本来この減租政策は, 「二五減租」として, 1926年10月の国民党中央聯席會議の農民政綱で決定をみ, さらに国民政府によって1930年6月に制定公布された「中華民国土地法」第177条に採用されているものである<sup>(注2)</sup>。抗日期の中共の土地政策もこの原則にもとづくものであった。しかし国民党は, この土地法の施行を1936年3月まで延期し, その後はまったく実施を放棄してしまった。こうした改良的なブルジョア改革ですら, 国民党は実行に移すことができなかつたのである。

毛沢東は抗日戦終結を目前にして, 減租減息政策について「もし特別の支障がなければ, われわれは戦後もこの政策を実行してゆくつもりであり, まず全国的範囲で小作料, 利子の引きさげを実現し, そのうえで適切な方法を取り, 段どりを追って“耕やすものに土地を”を達成する」と述べ

ている<sup>(注3)</sup>。これには、戦後の国民党もふくめた各党派よりなる民主主義的な連合政府構想への配慮もあるであろうが、この減租減息自体、国民党が実施しえないという意味において画期的な改革なのであり、戦後、国共合作の決裂、内戦の進行とともに、必然的により革命的な土地改革へ転換する展望をもつものであった。事実、戦後に中共が土地改革を実施した際、減租減息は、その第1

段階において重要な役割をはたしたのである。

(注1) 今堀誠二「延安政権におけるナショナリズムと階級闘争」(『アジア経済』、第11巻第6号、1970年)の土地政策の項を参照。

(注2) 陳顯遠、増淵俊一訳『中国土地法』(大雅堂、昭和19年)、255ページ。原文は『地政月刊』、第1巻第3期(1933年)、31ページ。

(注3) 「連合政府について」(『毛沢東選集』、第3巻)、371ページ。

アジア経済研究所刊行

アジア経済調査研究双書第184集

近代中国対日観の研究

山口 一郎著

A5判/¥ 900

国民党結成期から今日まで、日本民族性論、往時の大陸政策批判などすぐれた論考の行間にはじむ日本観を根底的にすくい上げて克明に分析。孫文、毛沢東、その他文学者、党など、集めた文献は比類なく膨大。従来中国研究の空白を埋めるべく投げかけた問題は、我々の対中観批判にまでも及ぶ。

アジアを見る眼第38集

印・パ分離への道

——あるイスラム思想家の悲劇——

A・ディ著 佐藤 宏訳

B6変型/¥ 400

ガンディーの非暴力思想がついにインド・パキスタンの分離独立を阻みえなかったように、イスラム的暴力思想は純粋なるがゆえに、イギリス帝国主義、国民会議派、ムスリム・リーグの三つ巴えの権力争いの渦からはじき出されたのであった。今なお分離独立の傷あとに悩み、血で血を洗う宗派対立から脱出しきれぬ両国の誕生のかけに埋れた民族統一への必死の試みに、本書は新たな光をあてている。

アジア経済出版会